伊豆の国市上水道料金の一元化
に関する基本的な考え方

都 市 整 備 部　上 下 水 道 課

１．改定理由

本市の水道料金は、合併協議会の調整方針に基づき、「水道料金、量水器使用料及び基本加入分担金は、現行のとおりとする。ただし、健全経営の観点から、新市において検討する。」こととなっています。基本加入分担金につきましては、伊豆の国市上水道基本計画（平成１７，１８年度作成）に基づき、平成２０年４月１日に統一しております。しかし、水道料金及び量水器使用料につきましては、従来の料金水準や料金体系などの料金制度は旧町ごとに大きく異なり、いずれかの料金制度に合わせることは困難な状況です。

このため、法令や通達などに示されている基本原則に沿った新たな料金制度となるよう、新市全体の事業目標、事業計画を踏まえ、また、経営健全化のための平成２０年度から平成２９年度までを策定期間とした「地域水道ビジョン」に基づく公営企業としての適正な料金水準を確保するとともに料金体系の一元化を図るため、水道料金を改定します。

《基本原則》

水道料金は、水道使用者の公平な利益と水道事業の健全な発展が図りうるよう適性に定めなければならない。

水道使用者の公平な利益は、いうまでもなく、十分にして良質の給水サービスが公平かつ低廉に供給されることである。

しかし、十分、かつ良質の給水サービスの低廉（ていれん）供給ということは、水道事業の健全な発展が前提要件でならなければならない。水道事業の経営が放漫であったり、施設の維持管理が適切におこなわれない場合には、給水サービスは量的にも、質的にも低下するばかりでなく、そこでは、低廉な供給は到底期待できないからである。したがって、経営効率化に向けた不断の努力と施設の計画的な建設、改良、再構築の実施が不可欠である。

また、水道事業においては、社会経済の進展に伴って、質的に高度化することが求められている。したがって、水道料金は単に既存の施設による給水のための原価を償うだけでは十分ではなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように財政計画基盤の強化を図りうるものでなければならない。資産維持費が当然総括原価の構成要素とされるゆえんである。

２．料金算定方式

公営企業は独立採算を基本として経営されているため、使用者の負担の公平を図るとともに、事業の健全な発展を図りつつ、財政の自主・自立性を確保することが求められています。

このため、水道料金の設定にあたっては、事業運営に必要な経費に見合って料金水準を定める総括原価主義による方法が広く採用されています。

《地方公営企業法第２１条２項》

料金は、公平妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない。

《基本通達》

・原価とは、営業費、支払利息等経営に要する費用をいい、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当ではない。

・地方公営企業が健全な経営を確保するうえに必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当である。

項　　目	総　括　原　価　方　式
算 定 方 式	（事業を維持するのに必要な費用―控除項目）+資産維持費 ・費用＝人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費など ・控除項目＝諸手数料その他事業運営に伴う関連収入 ・資産維持費＝安定かつ安全に事業運営を行うために内部に留保する資金（適正な率の事業報酬＝利益）
特　徴 〈メリット〉	・ 法令、通達に沿っている ・ 消費者に対する過大な料金負担の防止ができ、事業者にも事業の健全な発展に必要な安定的な収入が確保できる
〈デメリット〉	・ 資産維持費の算出が困難である ・ 資産維持費を算入しない場合、事業の維持は可能であるが、十分な建設改良ができない

（方針１）

法令、通達に沿っており、算定経費が明確で需要者から見て安定的な料金水準を定めることができる総括原価方式を採用します。

ただし、料金を低く抑えるため、資産維持率は１％としました。

《参考資料：社団法人日本水道協会発行　水道料金算定要領》

３．料金の配分〈基本料金、従量料金〉

水道料金は、水を使わなくても毎月一定の負担をお願いする基本料金と、水を使用した分だけ負担をお願いする従量料金とに分けられます。

そのため、料金対象原価をその性質によって基本料金に充当する

ものと従量料金に充当するものと区分します。

主な考え方は以下のとおりです。

・ 基本料金に充当する経費〈需要家費〉

検針関係経費、量水費関係経費など水を使用しなくても事業運営をしていく上で必要な経費。

・ 基本料金と従量料金の両方に充当する経費〈固定費〉

減価償却費や支払利息、人件費など総括原価（料金対象原価）に占める割合の高い固定費は、水の使用料に関係なく必要とされる経費であることから基本料金に充当するべきですが、そうした場合、基本料金が著しく高くなってしまい現実的でないことから、標準的な配分方法である浄水施設能力と最大給水量（処理水量）の差と浄水施設能力の割合を参考に基本料金と従量料金にそれぞれ配分します。

・ 従量料金に充当する経費〈変動費〉

薬品費や動力費及び受水費のうち従量料金にあたる部分など、概ね使用する水量の増減に比例する費用。

● 水道事業の費用配分

地域水道ビジョンによる平成２１年度～平成２５年度の平均数値

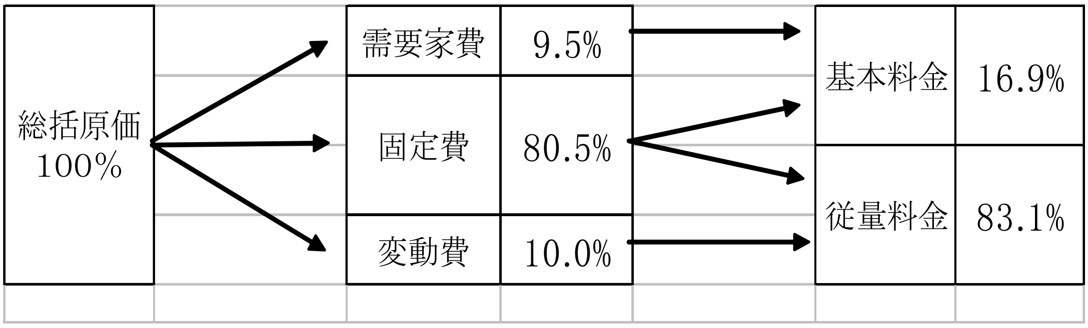

４．料金算定期間

料金算定期間は、（社）日本水道協会の「水道料金算定要領」によると、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮した場合、概ね３年から５年を基準として、適正な範囲で長期化を図ることが妥当であると考えられています。

（方針２）

水道料金は、使用者の日常生活に密着しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持されるが望ましいが、余りにも長期の算定期間をとることは経済の推移、需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することとなるので適当とはいえません。よって、料金の安定、期間負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮し、算定要領に示されている「３年から５年」の範囲である５年（平成２１年度～平成２５年度）とします。

５．水道料金の体系〈用途別、口径別〉

水道料金の体系は、主に用途別料金体系と口径別料金体系の二つの体系に区分されています。

用途別体系区分とは、利用者の負担力が高い特定の用途（業務用）に対して高い料金を設定する一方、生活用水（一般用）に対しては低廉（ていれん）な料金を設定するものです。

口径別料金体系とは、大口径の利用者は一度に大量の水の使用が可能であり、その分多額の設備投資が必要となるため、口径が大きいほど費用が多く負担すべきであるという観点から、需要者のメー

ター口径の大小によって料金を設定する料金体系です。

なお、この用途別料金体系については、以下のデメリットも考えられるため、現在では採用する自治体が全国的に減少する傾向にあります。

・ 用途別料金体系は負担力を基準としているため、料金単価の設定基準が不明確である。
・ 店舗と居住の併用など企業形態が多様化する現状にあって、明確な区分を定めるのが困難である。

（合併市町村の状況）

区　　分	口　径　別	用　途　別
水道事業	伊豆長岡・韮山	大　仁
簡易水道事業	大　仁	

（方針３）

受益と負担の関係をより明確にし、使用者が受けるサービスに必要な原価に基づいて料金を徴収するという考えから、水道料金について、用途別料金体系は採用せず、口径別料金体系に一本化します。

また、現在は、基本料金の中に一定水量（２０㎥）の料金が含まれており、その水量以内の使用であれば料金は変わりません。この基本料金に含まれている一定水量のことを基本水量といいます。新しい料金体系では基本水量をなくし、基本料金を低く抑えるともに、少量であっても使用した水量に応じた料金負担とします。

６．逓増従量料金制と水量ランク区分

逓増型料金体系とは、使った水の量が多くなるに応じて、段階的に単位あたりの料金を高くする料金体系です。

この料金体系は、水源開発や施設拡張等には多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口需要者の料金に反映させるとともに、節水意識を働かせることで水需要を抑制し、省資源化を図るという環境的観点から広く導入されています。

また、逓増従量料金制は水量ランク区分が必要となりますが、現在は旧３地区においてそれぞれ異なった水量ランク区分となっています。このため、水量ランク区分を統一することで、旧町の料金が使用水量により料金改定率に大きな差異が生じることのないよう配慮することが必要となっています。

（方針４）

低廉な生活用水を供給するため、逓増型料金体系としますが、料金の設定に当たっては、原価主義に基づく受益者負担の原則を徹底し、基本料金や最低従量料金単価を適切に設定することにより、少量使用者にもコストに見合った負担を求めるとともに最高単価を引き下げることによって逓増度を緩和し、料金体系を全体としてフラット化します。